

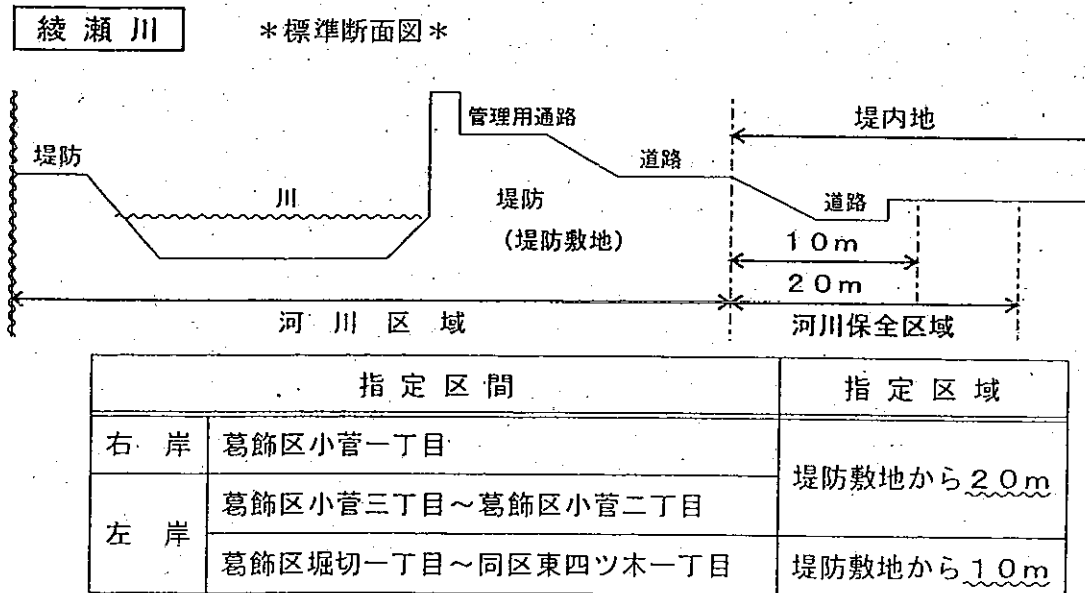
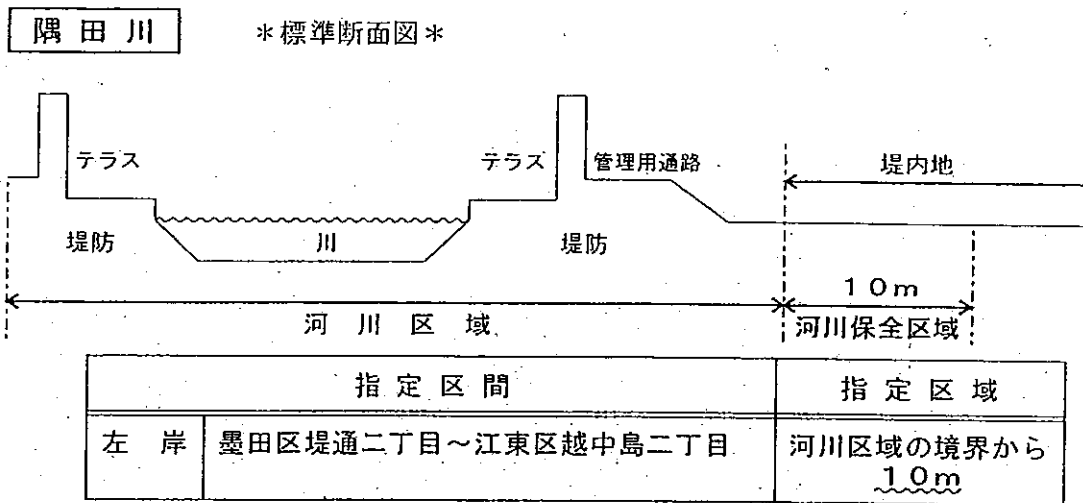
河川保全区域（河川法第55条）の申請手続きについて

1 河川保全区域とは？

堤防や護岸など洪水・高潮等の災害を防止する河川管理施設を守るための大切な区域です。

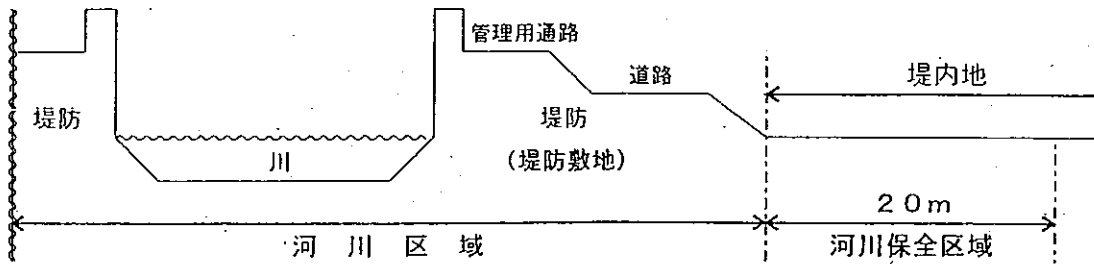
この区域を河川管理者に許可なく掘削したり、重量建造物や漏水の恐れのある物を設置すると、河川管理施設の保全に支障となる恐れがあります。

東京都では、河川法第54条に基づき、このような区域を河川保全区域に指定しています。（下図参照）



中川(七曲部)

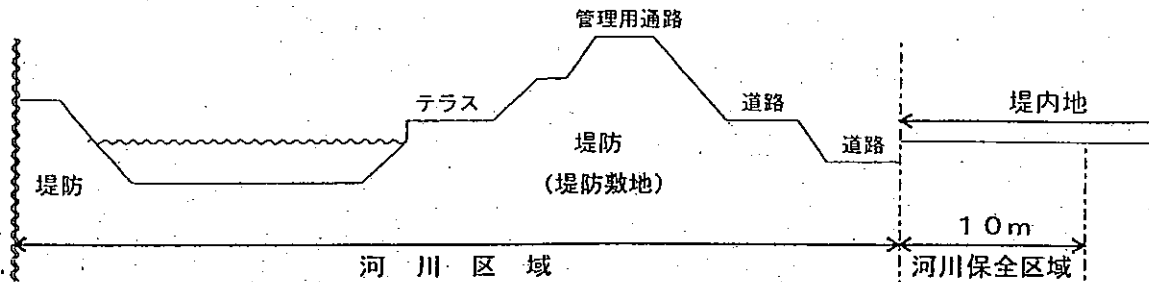
標準断面図



河川保全区域指定区間		指定区域
右岸	葛飾区青戸二丁目～同区東四ツ木一丁目	堤防敷地から20m
左岸	葛飾区高砂二丁目～同区西新小岩五丁目	

中川(直線部)

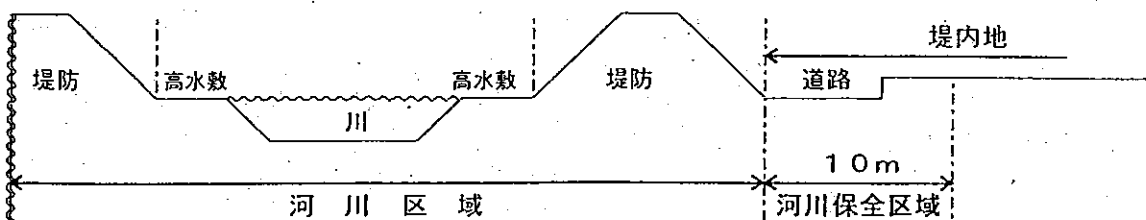
標準断面図



河川保全区域指定区間		指定区域
左岸	葛飾区西新小岩三丁目～江戸川区臨海町六丁目	堤防敷地から10m

新中川

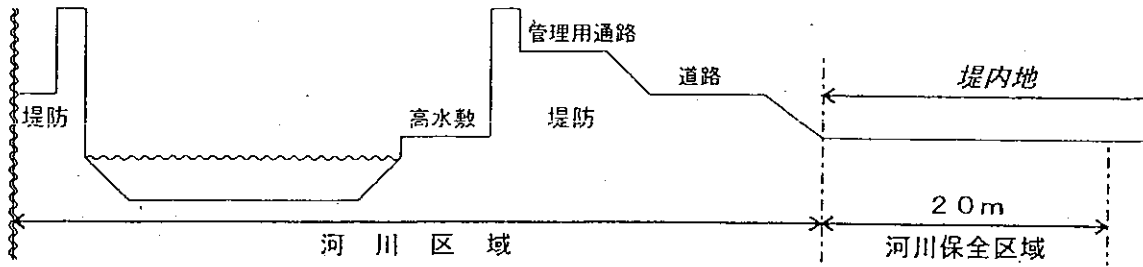
標準断面図



河川保全区域指定区間		指定区域
右岸	葛飾区高砂一丁目～江戸川区江戸川五丁目	河川区域の境界から10m
左岸	葛飾区高砂二丁目～江戸川区江戸川四丁目	

旧江戸川

標準断面図



河川保全区域指定区間		指定区域
右岸	江戸川区東篠崎町～江戸川区臨海町六丁目	堤内20m

2 どのような制限を受けるの？

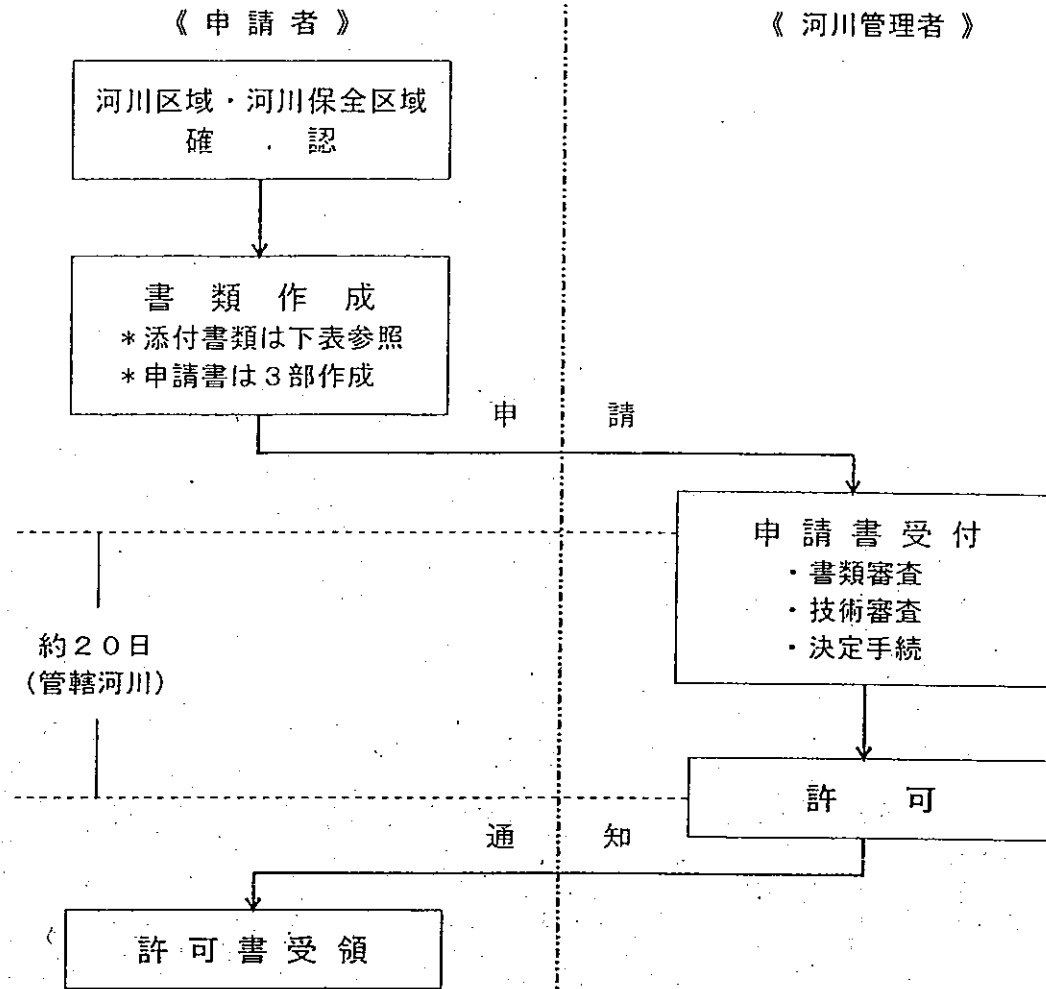
河川保全区域内では、たとえ個人の土地であっても一定の行為が制限されます。制限される行為は河川法第55条第1項で決められています。

これらの行為を行う場合には、事前に河川管理者の許可が必要です。なお、許可を受けずに行おうとした場合、罰則(河川法第104条)の対象にもなりますので十分ご注意ください。

制限される(許可が必要な)行為

- 土地の掘削および切土
 - ※ 但し、河川管理施設の敷地から5mをこえ、地表から深さ1m以内の土地の掘削又は切土は許可不要。
- 土地の盛土
 - ※ 河川管理施設の敷地から5mをこえ、地表から高さ3m以内の盛土で、かつ堤防に沿う部分の長さが20m未満のものは許可不要。
- 工作物の新築又は改築
 - ◇木造、軽量鉄骨造、鉄筋コンクリート造の建物
 - ◇コンクリート造、石造、れんが造等の堅固な工作物
 - ◇貯水池、水槽、井戸、水路等、水が浸水するおそれのあるもの
- その他土地の形状を変更する行為

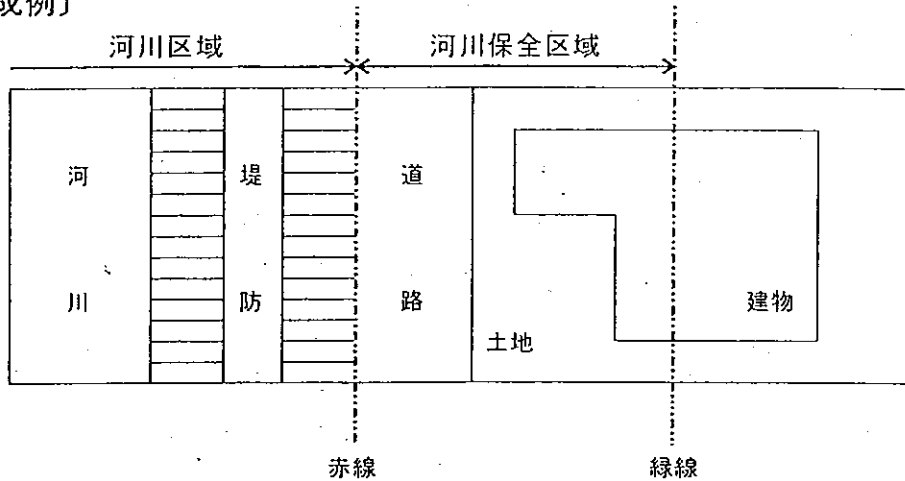
3 申請手続き



4 書類作成の注意事項

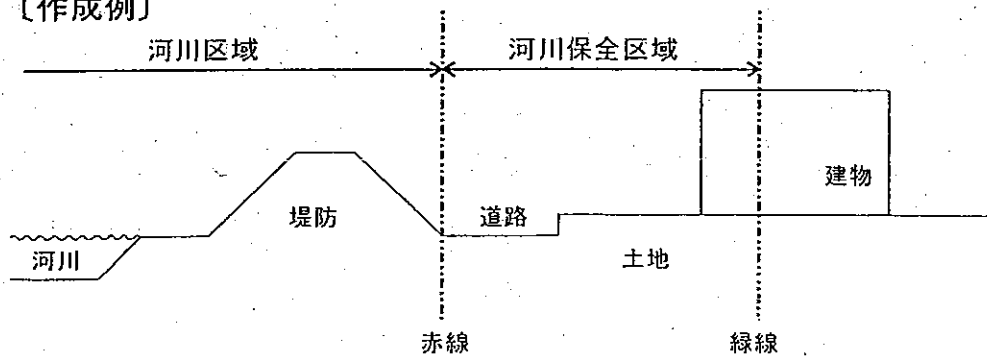
- ① 実測平面図には建築する建物を記入し、河川区域線（赤色）および河川保全区域線（緑色）を必ず入れてください。

〔作成例〕



- ② 実測横断面図は、堤防から建設予定地までの範囲を測定し作成して下さい。その際、河川区域線（赤色）および河川保全区域線（緑色）が明確に分かるようにして下さい。

〔作成例〕



5 法令関係

○河川法第54条第1項

河川管理者は、河岸又は河川管理施設（樹林帯を除く。第三項において同じ。）を保全するため必要があると認めるときは、河川区域（第五十八条の二第一項の規定により指定したものを除く。第三項において同じ。）に隣接する一定の区域を河川保全区域として指定することができる。

○河川法第55条第1項

河川保全区域において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

- (1) 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為。
- (2) 工作物の新築又は改築。

○河川法第104条

第55条第1項の規定に違反して、河川保全区域内において同項各号の一に該当する行為をした者は、三ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

問い合わせ先

〒124-0023 東京都葛飾区東新小岩1-14-11
東京都第五建設事務所 管理課 河川管理担当

電話：03-3692-4356

○東京都建設局

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/>

○第五建設事務所

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jimusho/goken/>

平成15年1月作成、平成16年2月更新
令和2年4月更新